

豊前総合法律事務所 債権回収特化プラン

【顧問契約のメリット】

- 1 継続的な小口取引を行う企業にとって、不払い問題には非常に頭を悩ましているはずですが、しかし、小口取引ゆえ、債権回収のため継続的に弁護士費用を支出すると、費用対効果が得られません。そこで、定型にできる督促・内容証明郵便送付をできる限り低額の顧問料で提供できるプランを作成しました。弁護士介入により支払いが促されることが期待できます。
- 2 きちんとした債権回収対応ができることで、「あの企業はゴネれば踏み倒せる」などといった悪評を撒き散らされるリスク（レピュテーションリスク）を低くすることができます。
- 3 顧問料は税務上の経費になります。

サポート内容 (債権回収業務に限る)	2万円プラン
弁護士稼働時間上限	2h
電話相談	1h
メール相談	8往復まで
訪問／事務所での相談	○
HP上に顧問弁護士としての掲載	○ (事前に許可を得てください)
督促上作成・送付 内容証明郵便作成・送付	3通まで (実費は顧問依頼者負担) (回収額が3万円を超えたら成功報酬1割)
簡易な相手方との直接交渉 ※2	1件まで (回収額が3万円を超えたら成功報酬1割)
債権回収訴訟提起の際の 弁護士報酬割引 ※3	2割

- ※1 請求ができることに争いがなく、あくまで定型にできる督促・内容証明郵便に限られます。そもそも請求権の発生そのものに争いがある場合など、事案が複雑な場合は、別途の対応を考える必要があります。
- ※2 簡易な相手方の直接交渉とは、関係者との多少のやり取りで解決が見込まれるものを指します。実稼働時間が顧問プランに定める月稼働時間を超過した場合、別途追加費用をいただくことがあります。
- ※3 代理活動を顧問契約の範囲内でお引き受けすることは難しいため、ご了承ください。追加スポット案件として費用を請求させていただくことになります。